

(案)

地独評委第 号の
平成24年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委 員 長 犬 塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）に係る中期計画の変更について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第26条第3項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第26条第1項の規定に基づき平成24年1月11日付け下病第209号で法人から知事に対し認可の申請のあった中期計画の変更については、認可することが適当である。

(案)

地独評委第 号の
平成24年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 犬塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）に係る業務方法書の変更について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第3項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第22条第1項の規定に基づき平成24年1月12日付け総医第245号で法人から知事に対し認可の申請のあった業務方法書の変更については、認可することが適当である。

(案)

地独評委第 号の
平成24年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 犬塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）の役員に対する報酬等の支給の基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項において準用する法第49条第2項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第56条第1項において準用する法第49条第1項の規定に基づき平成24年1月12日付け医整第244号で通知のあった法人の役員に対する報酬等の支給の基準（変更後）については、適当と認める。

(案)

地独評委第 号の
平成24年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委 員 長 犬 塚 貴

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の役員に対する報酬等の支給の基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項において準用する法第49条第2項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第56条第1項において準用する法第49条第1項の規定に基づき平成24年1月4日付け下病第207号で通知のあった法人の役員に対する報酬等の支給の基準（変更後）については、適当と認める。

(案)

地独評委第 号の
平成24年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 犬塚 貴

意 見 書

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）に係る中期計画の変更について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第26条第3項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第26条第1項の規定に基づき平成23年12月27日付け看大第171号で法人から知事に対し認可の申請のあった中期計画の変更については、認可することが適当である。

(案)

地独評委第 号の
平成24年 月 日

岐阜県知事 古 田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 犬塚 貴

意 見 書

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の役員に対する報酬等の支給の基準について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条第1項において準用する法第49条第2項の規定に基づく当委員会の意見は、下記のとおりです。

記

法第56条第1項において準用する法第49条第1項の規定に基づき平成24年1月6日付け医整第1164号で通知のあった法人の役員に対する報酬等の支給の基準（変更後）については、適当と認める。